

法律名	廃棄物処理法
施行	昭和45年 平成12年改正
目的	この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。（第1条）
対象者	国、地方公共団体、事業者、国民
規制対象事業規模	処理業、処理施設に関する規模に関する許可条件は個別に下記参照
廃棄物の定義・分類	<p>廃棄物とは、「この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除くものをいう）と定義している（第2条）</p> <p>廃棄物の種類は一般廃棄物と産業廃棄物に区分されている。事業活動に伴って生じた燃えがら、汚泥など19種類と7種類の特別管理廃棄物を産業廃棄物とし、それ以外を一般廃棄物としている（第2条）。</p> <p>一般廃棄物は、特別管理一般廃棄物(PCBを使用したもの、ばいじんなど)（施行令第一条で規定）とその他廃棄物（ゴミ、屎尿）にわかれれる。</p> <p>19種類の産業廃棄物；燃えがら／汚泥／廃油／廃酸／廃アルカリ／廃プラスチック類／紙屑／木屑／纖維くず／動植物系残差／ゴムくず／金属くず／ガラス・陶磁器くず／鉱滓／建設廃材／動物の糞尿／動物の死体／ばいじん／産業廃棄物を処理するために処理したもの（施行令第1条）</p> <p>7種類の特別管理産業廃棄物；廃油（揮発油、灯油、軽油類）／廃酸(PHが2.0以下)／廃アルカリ(PHが12.0以上)／感染性産業廃棄物／特定有害産業廃棄物（廃PCBなど）／ばいじん（施行令第2条4）</p>
廃棄物を原料とする場合の規制内容	<p>バイオマス事業においては、木材・食品残差・家畜排泄物・生ごみなど、原材料として使用する材料のほとんどが一般廃棄物か産業廃棄物に該当する。</p> <p><事業許可></p>

この一般廃棄物か産業廃棄物の処理を事業として行う場合は、市町村の許可（一般廃棄物、第7条）または都道府県の許可（産業廃棄物は第14条、特別管理産業廃棄物は第14条の4から7）が必要である。一般廃棄物の処理業については収集運搬業と処分業とに区分され、1年ごとの更新制である。産業廃棄物の処理業についても収集運搬業と処分業とに区分され、5年更新である（第14条5）。運搬業のみをバイオマス事業の対象とすることはないと想われるが、原材料としての廃棄物の運搬を運搬業者に委託することはあり得るので、以下、それも含めて紹介（委託する業者は認定か許可業者でなければならないということ）。

しかし、一般廃棄物であれ産業廃棄物であれ、廃棄物を原料とし再生利用を目的として処理する場合は、環境大臣の認定を受ければ、この事業許可は不要である（下記参照）

事業許可の基準は、一般廃棄物・収集運搬業の場合、当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること、申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること、事業の用に供する施設及び申請者の能力が環境省令で定める基準に適合するものであること、申請者の条件、の4つである（第7条3）。なお、申請者条件は、暴力団等の参入を防ぐのが1つの目的。一般廃棄物・処分業の場合も同様な許可基準である（第7条6）。

産業廃棄物の事業許可の基準は、収集・運搬業の場合、事業の用に供する施設および申請者の能力が環境省令で定める基準に適合するものであることと、申請者条件の2つであり（第14条3）、処理業も同様な基準（第14条4）。

<施設許可>

また、処理施設を新たに設置・変更するときは、一般廃棄物の場合は都道府県知事（保健所設置市は市長）の許可（第8条）、産業廃棄物の場合は都道府県知事または政令市長の許可（第15条）を受けねばならない。

施設許可についても、事業許可と同様、廃棄物を原料とし再生利用を目的として処理する場合は、環境大臣の認定を受ければ、この施設許可は不要である（下記参照）

設置・変更に際し許可の必要な一般廃棄物処理施設は以下の通りだ（第8条1、施行令第5条）が、通常バイオマス事業で関連する可能性があるのは口の場合。

イ．し尿処理施設（浄化槽を除く）

ロ．ごみ処理施設（処理能力が200kg/h以上又は火格子面積2m²以上のもの）

ハ．一般廃棄物の最終処分場（面積が1000m²以上のもの）

一般廃棄物処理施設許可申請書の項目は以下の通り（第8条2）。

イ．氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ．施設の設置場所

ロ．施設の種類

ハ．処理する一般廃棄物の種類

二．施設の処理能力（埋立処分場の場合は、面積と容量）

ホ．施設の位置、構造等の設置に関する計画

ヘ．施設の維持管理に関する計画

ト．最終処分物の場合は、災害防止計画

チ．その他環境省令で定める事項

許可の基準は、計画が環境省令で定める技術上の基準に適合し、生活環境の保全や施設について適正な配慮がなされ、維持管理を的確・継続して行う申請者の能力が環境省令で定める基準に適合する、の3点（第8条の2）。

設置・変更に際し許可の必要な産業廃棄物処理施設は以下の通りだが、バイオマス関連で外用するのは、廃油を原料に使う業態ぐらいに限られる（施行令第 条）。

産業廃棄物処理施設許可申請書の項目（第15条2）

イ．氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ．産業廃棄物処理施設の設置の場所

ハ．産業廃棄物処理施設の種類

ニ . 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
ホ . 産業廃棄物処理施設の処理能力（産業廃棄物の最終処分である場へ . 合にあっては , 産業廃棄物の埋立処分の用に供せられる場所の面 積及び埋立容量）

ト . 産業廃棄物処理施設の位置 , 構造等の設置に関する計画

チ . 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

リ . 産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては , 災害防止のための計画

ヌ . その他厚生省令で定める事項

<施設の運営管理>

一般廃棄物処理施設の、運営管理については、計画に従った維持管理(第 8 条の 3)、維持管理の記録と閲覧(第 8 条の 4)、許可事項の変更の許可(第 9 条)、譲り受け・借り受けの許可(第条の 5)、合併・分割時および相続時の継承(第 9 条の 6)が定められている。産業廃棄物処理施設も同様。

産業廃棄物の収集・運搬・処分については処理基準が定められている(施行令第 6 条)ので、これに沿わねばならない。

<再生利用の事業、施設の特例>

指定された一般廃棄物を原料とし再生利用を目的として処理する場合は、環境大臣の認定を受け、処理業や処理施設の設置の許可が不要となる(第 9 条の 8)。「許可を受けないで、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る一般廃棄物処理施設を設置することができる。」(第 9 条の 3)

認定の基準は、事業内容・事業主体者・処理施設が環境庁省令の基準に合致していること(第 9 条の 8)。

また産業廃棄物も同様である(第 15 条の 4 、第 15 条の 4 の 2)。

バイオマス事業は、廃棄物の再生を事業としているので、厚生省令で定める基準に適合すれば、都道府県知事の登録を受けることができる(第 20 条の 2)ので、この登録を活用してマーケティング、販路拡大に役立てたい。

また、国は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設の設置に必要な資金の融通又はそのあっせんに努め

	ものとする（第23条）とあり、施設許可を受け場合は、資金金融通の支援が得られる可能性がある。
廃棄物を排出する場合の規制	<p>バイオマス事業から排出される排出物は、そのほとんどが産業廃棄物であるが、これについては、「産業廃棄物の処理について」は、事業者が自ら処分しなければならない（第11条）とあり、事業者が自己処理責任を負う。もちろん、自己処理ができるときは委託事業者に処理を委託することはできる。</p> <p>多量の排出物がある場合（年間1千トン以上）は減量・処理の計画を出さねばならない。</p> <p>事業者が、処理を委託する場合は、処理業者にマニフェストを交付し、そのマニフェストに最終処理業者が処理を終了したことの証明を書き込み、これを事業者が受け取ることにより処理を確実なものにするシステムを採用しなければならない（第12条の3）</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ほとんどのバイオマス事業の原材料が廃棄物に該当するので重要な法律。また、バイオマス事業の排出物自体がまたこの法律に関係もするので要注意。 また、環境大臣認定を受けられるか、許可事業となるかで、事業の立ち上がり方がかなり異なる。すなわち、許可事業の場合は、許可申請から許可までの間に、告示・縦覧、市町村の意見聴取、住民意見書提出等の手続き・バリアーがあるので事業立ち上げまでに管理時間を必要とする。 食品廃棄物を原材料とし、肥料または飼料を製品とする場合は、食品リサイクル法により、そちらの基準で主務大臣に登録すれば、こちらの許可は同時に行われたことになる。
資源分類	製材工場等残材、建設発生木材、製紙残差、家畜排泄物、食品廃棄物、水産物残差、下水汚泥、生ごみ、林地残材、農作物非食用部
利用技術分類	飼料、肥料・コンポスト、炭化、機械的加工、高分子成分分離、工業原料化、新材料合成、熱化学的変換、生物化学的変換
ビジネスプロセス	事業計画、事業認定・登録、運営管理（原材料確保、運搬、廃棄物処理）、販売

関連法

食品リサイクル法、建設リサイクル法、資源の有効な利用の促進に関する法律